

参考資料3

学校環境衛生の定期点検・測定項目

「学校保健安全法 第6条第1項に基づく学校環境衛生基準」

項目	内容	回数	備考
教室等の環境に係る学校環境衛生			
換気及び保温等	換気(二酸化炭素)、温度、相対湿度、浮遊粉塵※1、 気流、一酸化炭素、二酸化窒素	毎学年2回定期	授業中等の各階1以上の教室等
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、 パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン	毎学年1回定期	※1
	ダニ又はダニアレルゲン調査	毎学年1回定期	保健室の寝具、カーペット敷の教室等
採光及び照明	照度、まぶしさ測定	毎学年2回定期	授業中等の各階1以上の教室等
騒音	等価騒音レベル		※1
飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生			
水質	9項目飲料水水質検査	毎学年1回定期	専用水道・井戸水等の場合は別途
	雑用水検査	毎学年2回定期	水道水以外の雨水等の利用の場合
施設・設備	飲料水に関する施設・設備点検	毎学年1回定期	貯水槽等の維持管理
	雑用水に係る施設点検	—	施設・設備の点検
学校の清潔、ネズミ、衛生害虫及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生			
学校の清潔	大掃除の実施	毎学年3回定期	
	雨水の排水溝等点検	毎学年1回定期	雨水排水管含む
	排水の施設・設備点検		污水槽・雑排水槽含む
ネズミ、衛生害虫等	ネズミ、衛生害虫等点検	毎学年1回定期	
教室等の備品の管理	黒板面の色彩	毎学年1回定期	
水泳プールに係る学校環境衛生			
水質	①遊離残留塩素②pH値③大腸菌④一般細菌 ⑤有機物等⑥濁度 総トリハロメタン検査※2	使用日の積算が30日 以内ごとに1回	
	循環ろ過装置の処理水の確認	使用期間に1回以上	
		毎学年1回定期	濁度検査
施設・設備の衛生状態	プール本体の衛生状況点検 浄化設備及びその管理状況点検 消毒及びその管理状況点検 屋内プール(気中の二酸化炭素・塩素ガス、水平面照度)	毎学年1回定期	ろ過機・オゾン又は紫外線処理設備 滅菌装置の点検

※1 …測定結果や環境条件により、次回より省略することができます。

※2 …プール水を1週間に1回以上全換水する場合省略可能。